取扱区分:「公開」

平成26年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年9月10日(水)午前10時00分~

於:周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第10回

周南市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成26年9月10日(水) 午前10時00分 ~ 11時11分
- 2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について 5件 議案第24号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について 5件 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について 報告第41号 農地法第4条の規定による農地転用届出について 3件 報告第42号 農地法第5条の規定による農地転用届出について 5件 報告第43号 非農地証明について 6件 報告第44号 農業生産法人報告書の提出について 1件

4 出席委員

第1番 笠 井 保 雄 君 第3番 藤 井 澄 子 君 第4番 幹 代 君 第6番 杉 村 洋 治 大 田 君 第7番 福 栄 司 君 第8番 山 崎 弘 子 君 田 第9番 定子君 第10番 村 木 実 君 林 孝 行 君 夫 君 第11番 松 田 第12番 山 崎 光 第13番 水井 規 雅 君 第14番 石 村 敏 昭 君 第15番 秋 貞 啓 子 君 第17番 有 馬 俊 雅君 第21番 杉 村 龍 男 君 第22番 藤井和典君 第23番 梅 洋 治 君 第24番 椎木人志 君 田

第25番 大 江 静 人 君 第26番 弘 中 壽 君 第27番 江 波 一 男 君 第28番 田 中 榮 作 君 第32番 西 田 孝 美 君(会長)

5 欠席委員

第2番 岡 清 治 君 第5番 歳 光 時 正 松 君 第16番 石 純 治 君 第18番 小 林 一 雄 君 白 第19番 恵君 第20番 長谷川 和 美 高 橋 君 第29番 野 村 一男君 第30番 藤 井 孝 君 学 君(職務代理者) 第31番 岩 田

6 関係人

農林課課長補佐 中 村 光 男 農林課主査 山 本 勝 道

7 事務局職員

 局 長 西 村 一 成
 次 長 末 長 信 博

 次長補佐 徳 本 純 子
 書 記 林 和 史

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中23名で、周南市農業委員会会議規則第9 条に規定された定足数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第2番 松岡 清治委員、第5番 歳光 時正委員、第16番 白石 純治委員、第18番 小林 一雄委員、第19番 高橋 恵委員、第20番 長谷川 和美委員、第29番 野村 一男委員、第30番 藤井 孝委員、第31番 岩田 学委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会(午前10時00分 ~)

それでは只今より、平成26年第10回周南市農業委員会総会を開会いた します。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第17番、有馬 俊雅委員さん、第28番、田中 榮作委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第23号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いいたします。議案第23号「農地法第5条の規 定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。 1番についてご説明いたします。

母親の土地に母と共有の自己用住宅を建てようとする案件であり、譲渡人と譲受人の関係で農地法第4条の転用の性質と農地法第5条の性質を併せ持った案件になります。こうしたことから農地法第4条第1項第1号の規定に

議長

該当するもので、農地法第5条の許可を受ければよいというものです。

現在申請人は、申請地の近くに母所有の家に母と同居しております。内容につきましては実の弟、母からすれば長男が定年退職により、現在居住している実家に戻ってくることから、現在の家を息子に譲り母と姉が現在地のすぐ近くの母所有の土地に、共有名義で自己用住宅及びカーポートを建築し、移り住むというものでございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は市役所 $\oplus \oplus \oplus$ 支所から南南西へ約1.5キロメートル、国道 $\oplus \oplus \oplus \oplus \ominus$ に面するコンビニエンスストアー $\oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \ominus$ 店から約400メートル東側に位置しております。国道 $\oplus \oplus \oplus \ominus$ おら市道 $\oplus \oplus \oplus \oplus \ominus$ 1号線を東に進み、 $\oplus \oplus \oplus \oplus \ominus$ 自治会館と道路を挟んで対面に位置しております。

申請地の所在につきましては、大字 \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus \oplus 1996番、地目は畑、地積は370平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、建物平面図及び立面図を表示)

こちらが建物平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の 低い小団地のその他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという ことで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断 しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ

ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、該 当ございません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水については自然流下により道路側溝に排出され、汚水については農業集落排水へ接続されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

第17番 ●●でございます。去る9月2日に申請人と現地調査をし、確認しましたのでご報告いたします。申請内容は今、説明がありましたように、親子間の使用貸借によりまして、現在の住宅の近くに自己用住宅を建築するというものでございます。現在住んでいる家は、長男一家に譲り渡すということでございました。今説明があったようなことを確認しました。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も添付されておりまして、特に問題はないと思いました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたしま す。

事務局

2番について、ご説明いたします。

申請人は市内に主たる事務所を有する太陽光発電システムの設計、施工等を営む法人です。売電事業の事業拡大を図るため、申請地を賃借し発電出力49.5キロワットの太陽光パネルを390.45平方メートルに枚数240枚の設置をするものです。

申請地は日照も良く、送電網設備などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、譲渡人においては高齢により現在耕作している4反の農地の維持管理が困難となってきたため、耕作放棄地にしない方法での活用を考えていたということで、最も耕作が負担となっていた農地を太陽光発電用地として貸し出すことに決め、今回の申請となったものです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、パネルの立面図を表示)

次に、パネルの立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地の 第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという ことで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約も申請済みです。また、面積が1,000平方メートルを超えておりますが、造成などないことから開発行為でない旨の届出を8月21日付けで提出し、受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、問題ないと判断されます。なお、利用状況から雨水の排出はこれまでの状況と変わるところはございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただき ます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番 ●●です。2番について去る9月2日、申請人と現地で確認いた しましたので報告いたします。申請地の位置及び転用計画等は事務局よりの 説明があったとおりですので省略させていただきます。 譲渡人は高齢でもあり、2、3年前にトラクターを運転中、申請地からトラクターごと転落し、下敷きとなり、ヘリコプターで救急搬送されて一命を取り留めたということもあって、段々と体力に自信がなくなってきて、営農を縮小しようと思っていた矢先に今回の話があり、貸し付けることにしたそうです。

借受人は先月、5条申請でありました太陽光発電設備を展示場にするという案件と同一の設置業者です。日照、電柱の位置等好条件であることから、借り受けることにしたということです。

なお、申請書には事業計画書、資金計画書、土地利用計画図が添付され、被害防除計画書に添って調査しましたが、問題なく周辺農地に与える影響もなく特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。

申請人は市内に居住する会社員です。安定した副収入を得るため、近くに 送電線があり、太陽光発電に適した遊休地となっている農地を得て、発電出 力48.96キロワットの太陽光パネルを316.8平方メートルに枚数1 92枚を設置し、売電事業を行おうとするものです。次の4番の案件の申請 人とは、会社の同僚で、共同で適地を探していたものです。

なお、譲渡人は高齢により耕作を断念していたもので、後継者もいないことからできるだけ周囲に迷惑が掛からない方法で土地の処分を考えていたことから、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は $JR \oplus \oplus \emptyset \oplus \oplus \mathbb{R}$ から北西に約200メートルの所に位置しており、国道 \oplus 号を左折し、市道 \oplus

●線を北に進んだ所に位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●字●●226番1、地目は田、地積は726平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。少し判りにくいので航空写真を用意 しております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、鉄道駅から300メートル以内にある第 3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという ことで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既

に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約は許可後に、申請予定ですが締結に支障はないものと思われます。 周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、問題ないと判断されます。なお、雨水の排出はこれまでどおり道路側溝に排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番 ●●です。3番について去る8月31日申請人と現地で確認いた しましたのでご報告いたします。

申請地は以前、3条申請が2件出た所の近くでありまして、周辺は山林に 囲まれていまして、狭小な農地ばかりで空家や荒廃地があって、カズラなど の雑草が繁茂しているような所で、耕作されている面積の方が少ないような 所です。申請地の位置、転用計画については省略させていただきます。

譲渡人は高齢で奥さんを早くに亡くされ、一人住まいです。後継者もなく 最近は、体調も悪く農地の維持に自信がなくなり、今回太陽光発電施設を設 置することにより、土地が有効利用でき近隣にも被害が少ないことから売買 することにされたそうです。

譲受人は太陽光発電事業を開始するのに適した面積、採算の取れる地価の 用地をさがしていたところ、申請地は南向きで平坦であり、道路に接道して いて設置、維持管理にも最適な立地条件で購入することに決めたとのことで す。

なお、申請書には事業計画書、土地利用計画図、資金計画書が添付され、被害防除計画書に添って調査しましたが、問題なく雨水は道路側溝に流すとのことで、周辺農地に与える影響もないと思われます。以上特に問題はないと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

4番について、ご説明いたします。

申請人は先ほど3番で説明したとおり、市内に居住する会社員で3番の申請人と同じ会社の社員です。申請理由も先ほど説明したとおり、3番の案件と同じく安定した副収入を得るため、近くに送電線があり、太陽光発電に適した遊休地となっている農地を得て、発電出力48.96キロワットの太陽光パネルを316.8平方メートルに枚数192枚を設置し、売電事業を行おうとするものです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。少し判りにくいので航空写真を用意 しております。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、鉄道駅から300メートル以内にある第 3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという ことで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりまして、適当 であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約は許可後に、申請予定ですが締結に支障はないものと思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、問題ないと判断されます。なお、雨水の排出はこれまでどおり道路側溝に排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただき ます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番 ●●です。4番について去る8月31日に申請人と現地で確認いたしましたのでご報告いたします。譲渡人も同一で、譲受人も会社の同僚ということで内容的には3番とほぼ同一でございますので、説明は省略させて

いただきます。何も問題はないものと思いますのでご審議のほど、よろしく お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第23番

この農地の元地番が同じで分筆されていますよね。それで同僚関係で事業をするということに、何か意味がありそうな気がします。売電するにしても設備を個々にされると無駄なように思います。共同でできるような話ですが、収入を得るために別々にしたことに何か理由がありそうな気がします。同僚でも収入、税金、事業費の問題など、問題はないのでしょうが、何か意味がありそうな気がしますが、どうなんでしょうか。同一の元地番でありながら別々に事業をやると無駄なような気がします。

事務局

元々は二人の共同でやった方が安いということで、同僚ということもあり 共同でと、考えていたそうです。ただ、今年の4月から中国電力が50キロ ワットを超える出力設備については、審査が厳しくなったということでハー ドルが高くなったということがあるそうです。それでどうしても50キロワ ット未満にしないと許可が出にくいということで、別々にされたものです。 先月もそうですが今、4条、5条申請が出るのは、すべて50キロワット未 満です。50キロワットを超えると設備費も高くなり、審査も厳しくなると いうことが理由だと思います。

議長

質問の中に地番の枝番のことがありましたが、この事業のために分筆した のではないですよね。元々こういう地番だったんですよね。 事務局

この事業のために分筆したものではありません。

議長

●●委員さん、よろしいでしょうか。

第23番

設備が50キロワットで線があるということの説明でわかりましたが、実際には無駄なような気がしますが、それは個人のことで、手続き上の理由ですね。はい、わかりました。

議長

その他ありませんか。

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

5番について、ご説明いたします。

申請人は借家を借りて●市に居住する会社員です。この度、妻の実家に隣接する義父名義の申請地を借りて、自己用住宅を建築しようとするものであります。

(スクリーンに、分間図及び求積図を表示)

こちらが分間図及び求積図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、建物平面図及び立面図を表示)

こちらが建物平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の 低い小団地のその他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという ことで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断 しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業 計画書により適当と思われます。

接道については敷地は市道に接道しております。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、道路から家への乗り入れができるようにするため、官民側道路を舗装するために現在、道路法第24条の許可申請中で問題なく許可される予定です。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については合併浄化槽で処理し、宅内排水路を設置し●

●川へ放流され、雨水については自然流下で同じく宅内排水路から●●川に 排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただき ます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。 第3番

第3番 ●●●●でございます。大字●●●1535番4の申請について、 去る8月31日に申請人と現地調査をし、確認しましたのでご報告いたします。被害防除計画書の視点からの報告ですが、隣接地は農地はなく問題はないと思います。説明がありましたように、汚水は合併浄化槽で処理され、雨水は自然流下により2級河川●●川に排出されます。隣接者には転用計画が説明され、了承が得てあります。土地利用計画図により規模については適当と判断いたしました。以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第24号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用 集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より、別紙のと おり、周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成26年9月10日 提出 周南市農業委員会会長 西田孝美 別添の別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●課長補佐と●●主査が

来ておられますので、説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

農林課

農林課の●●でございます。よろしくお願いいたします。

平素より農林行政に格別のご協力を賜り、ありがとうございます。今、説明がありました議案第24号ですが、7月末までに受付しました農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただきました。ご審議ご決定をいただきまして、10月1日の公告となります。

市内の西部、北部、東部の3地域におきまして5件の利用権設定の案件が ございました。地域農業推進に資する利用権の設定につきまして、ご審議、 ご決定のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案 のとおり決定いたします。

続きまして、議案第25号につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。

議案第25号「農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更について

J

農業経営基盤強化促進法施行規則第5条の規定により、周南市長より、別紙のとおり、同法第6条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について諮問を受けたので、委員会の意見を求める。

平成26年9月10日 提出 周南市農業委員会会長 西田孝美 別添の別紙2「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」を ご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましても、農林課から説明を受け、農業委員会 の承認を行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。 それでは、お願いいたします。

農林課

引き続きよろしくお願いいたします。今、説明がありました議案第25号について説明させていただきます。平成26年4月1日に農業経営基盤強化促進法の改正が施行され、これに伴いまして周南市の基本構想を変更するものでございます。改正点の概要につきまして山口県が作成した資料をお配りしておりますので、この概要に添って周南市基本構想案の改正点をご説明させていただきます。別紙をご覧ください。

まず、新規に追加されました「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標」ですが、別紙2の構想案の5ページをご覧ください。 周南市といたしましては新規就農者が、経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ水準を設定するにあたり、県の基本方針と同水準の一人当たり年間労働時間2,000時間、年間農業所得175万円と設定しております。ご参考ですが認定農業者ですが、年間労働時間2,000時間、年間農業所得240万円につきましては、今回変更はございません。

次に、同じく新規に追加されました「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営む青年等が目標とすべき基本的指標」ですが、10ページをご覧ください。この指標は先ほどご説明いたしました「新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標」を可能とする経営指標を周南農林事務所から

の助言もいただいた上で作成し、示しております。

続きまして、農業経営基盤強化促進事業に関する事項についてですが、1 4ページをご覧ください。併せて新旧対照表15ページもご覧ください。農 地保有合理化事業の実施の促進に関する事項については、事業が廃止された ため削除しております。

また、新規に追加されました新たに農業経営を営もうとする青年等の確保 ・育成に関する事項についてですが、別紙2の25ページから26ページを ご覧ください。市が実施する青年就農施策、青年等就農計画制度の推進及び 認定農業者への誘導、関係機関との連携について示しております。

次に、農用地利用円滑化事業に関する事項についてですが、30ページを ご覧ください。農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方 を示しております。

最後に、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に伴う変更についてですが、農地保有合理化事業を農地中間管理事業へ、農地保有合理化法人を 農地中間管理機構へ表記を変更しております。

基本構想の変更点については以上のとおりでございます。何かご質問がご ざいましたらお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第11番

この所得金額ですが175万円では少ないのではないかと思います。この金額では生活していくのでぎりぎりと思いますよ。実際にこれでやっていけると思っておられますか。それともう一つ、資金面ですが機械を購入するにしても、これだけの金額では難しいと思います。500万円くらいの資金の融通制度があるのかどうか。こういった制度がないと農業経営ができないと

思います。この2点お願いします。

農林課

今、言われた175万円はこれは控除後の所得金額です。この175万円というのは、山口県の平均収入300万円何がし、これの半分を県で決めたものです。認定農業者が概ね所得金額が240万円で、これの概ねということは、8割、192万円ということになっています。175万円は確かに少ないと思います。しかし、国の青年就農給付金150万円が受けられますので、175万円だけではないということです。最低175万円の計画を作って、より多く稼げるようになっていく。175万円という目標になってはいますが、これより高いところにいくように農業者として改善していただくことを目指していただきたいと思っています。もう一点、新規就農者に対して国の無利子の資金が借りられます。この資金はハウスや機械などに利用できますので、併せて就農計画を作らないと融資が受けられないようになっています。

議長

大体、制度は国から流れてきて、それから県がまとめて、その後、市へきます。大体、数字的なものや表はほとんど画一的なものになっています。周南市独自なものを作るというよりは、今まで長年にわたって作られてきたものです。基本的な考え方は変わっていないと思っています。農林振興公社というところが農地の売買を斡旋、調整していましたが、農地中間管理機構が新たにできたので名称を変更したということが大きな変更点と思います。その点を踏まえて再質問があればどうぞ。

はい、●●委員さん。

第11番

農業は成長産業というけど、ある程度のことができないとこれは理想ですよ。だからこそ6次産業がいいのか、悪いのか、いずれにしても農業に力を入れるのだというけれど、どこに力を入れるのか。何でこんなことをいうのかと言うと、5年間いろんな制度を使っていって一人前になってきている時期と思うが、これが切れていった時、最終的にどうなるのか。最低175万

円というが、経営を維持できるような体質になっているか、どうかというとなかなか難しいところだと思う。5年間補助金をもらってやってみたがうまくいかず、やめるわけにもいかないとなった時に、175万円がどうなのかなと思います。あと50万円くらいないと生活が維持できないと思います。最初の5年間はいいが、今後これが切れた時に、この175万円は少ないのではないかと思う。

議長

国レベルのような回答になりますが、回答できますか。

農林課

5年間150万円給付されるわけですが、これは収入で250万円を超えるとカットされます。だから5年間もらえるというものではないんです。3年間かも、2年間かも知れません。しかし、250万円を超えるように努力してほしい。新規就農者の定着率は50パーセントです。これらを考えると初期投資など大変なのでこの辺りを国、県、市の補助事業を利用していただき、250万円を超えるように行政もお手伝いをしますが、力をつけるよう努力もしてもらわなければならないと思っています。これが地域農業を維持することにつながっていくと考えています。175万円が低いからこれを上げるというだけではないと考えていますので、この辺りをご理解をお願いいたします。

議長

●●委員さんのご指摘を次の計画に生かしていってほしいと思います。 その他、ありませんか。

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号につきまして、採決を行います。

原案のとおり承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 につきましては、原案のとおり承認する旨、市長に答申いたします。

農業協同組合にも同じように意見を求められているようですが、そちらと

も連携を取っていただきたいと思います。また、担い手育成協議会でもこの ことを検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

農林課

最後にお願いですが、今、青年就農給付金の話をしましたが、新規就農者 が最近、相談に来られています。この人たちが新規就農するうえでネックに なっているのが、農地の確保です。最初は、信用がないのでなかなか農地の 確保が難しい状況にあります。そこでこの人たちがスムーズに就農できるよ うに農業委員さんのお力、ご協力を得たいと思いますのでよろしくお願いい たします。

【農林課退席】

議長

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第41号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。報告第41号「農地法第4条の規 定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第41号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第41号を終わります。 続きまして、報告第42号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。報告第42号「農地法第5条の規 定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第42号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第42号を終わります。

続きまして、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局

議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。報告第43号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第43号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局よりの報告事項の説明を お願いいたします。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。報告第44号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第44号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。 (発言を求める挙手あり)

はい、●● ●●委員さん。

第21番

報告期限が過ぎているのは、何か理由があるのですか。

事務局

提出を忘れていたということで、催促して提出をしてもらいました。

議長

その他ありませんか。

特に発言がないようですので、以上で、報告第44号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第1 0回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会(午前11時11分)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年9月10日

周南市農業委員会

会 長 面田孝美

委員 怕馬份強雅

委員 知中深作